

江府町告示第 50号

「江府町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱」の制定をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

江府町長 白石祐治

江府町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和8年9月18日

江府町告示50号

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、江府町における再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、江府町再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に盛り込むべき施策及び事業の検討に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関（保護観察所又は警察署等）の職員
- (2) 関係民間団体（保護司会、更生保護女性会、町社会福祉協議会等）の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、住民生活課において事務及び処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則 この要綱は、公布の日から施行する。